限定承認公告

本籍山梨県南都留郡忍野村忍草四九〇番地、最後の住所山梨県南都留郡忍野村忍草二四七番地　被相続人　亡　大森東洋兒

右被相続人は平成二十七年三月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十三日甲府家庭裁判所都留支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月三十日

山梨県南都留郡忍野村忍草九〇四番地一　相続財産管理人　大森　友子

限定承認公告

本籍愛知県一宮市木曽川町黒田字勘宗山二六番地、最後の住所愛知県一宮市木曽川町黒田七ノ通り二一二番地　被相続人　亡　児玉　光雄

右被相続人は平成二十七年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年七月六日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月三十日

愛知県一宮市木曽川町黒田字往還西南ノ切七三番地　相続財産管理人　後藤　綾子

限定承認公告

本籍青森県むつ市大字関根字北関根二五番地二、最後の住所大阪府大東市御供田四丁目四番一一号―二〇二号　被相続人　亡　西村　高則

右被相続人は平成二十七年四月九日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月三十日

大阪府大東市御供田四丁目四番一一号―二〇二号　相続財産管理人　西村　由香

限定承認公告

本籍兵庫県三田市すずかけ台三―五―四、最後の住所兵庫県三田市あかしあ台三―一二―九　被相続人　亡　平田宗一郎

右被相続人は平成二十七年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十七年七月七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月三十日

兵庫県宝塚市中筋山手六―一―一―一一四　相続財産管理人　平田　敦子

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年七月十八日開催の第十八回通常総会において、出資一口の金額を一万円から五千円に減少することを決議いたしました。

この決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月三十日

神奈川県小田原市東町五丁目一四番地一五号　企業組合ワーカーズ・コレクティブ・ある　代表理事　鈴木　明美

訂正公告

平成二十七年七月一日掲載の左記会社に係る外国会社の全ての日本における代表者の退任公告中、「シュレーダー・エレクトロニクス・リミテッド」とあるのは「シュレーダー・エレクトロニクス・リミッテッド」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月三十日

東京都品川区大崎一丁目六番一号　シュレーダー・エレクトロニクス・リミッテッド　日本における代表者　植田　茂之

訂正公告

平成二十七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の第六十九期決算公告（枠組）中、「（ろ七当期純損失）　(63)」とあるは「（ろ七当期純利益）　(63)」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月三十日

名古屋市中区栄二丁目八番五号　大万証券株式会社　代表取締役　榊原　二郎

取消公告

平成二十七年七月二十七日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十七年七月三十日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四六番五号　（甲）テレコムグループ株式会社　代表取締役　米田　泰三

名古屋市西区名駅二丁目二三番一四号　（乙）新日本コミュニケーションズ株式会社　代表取締役　米田　泰三

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四六番五号　（丙）バリューネット株式会社　代表取締役　米田　泰三

名古屋市中村区名駅二丁目三八番二号　（丁）ＩＰサポートセンター株式会社　代表取締役　杉本　靖明

取消公告

平成二十七年七月二十七日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十七年七月三十日

名古屋市中村区名駅二丁目三八番地二号　（甲）日本システムソリューションズ株式会社　代表取締役　米田　泰三

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号　（乙）新日本エレクトロニクス株式会社　代表取締役　山本　健之

取消公告

平成二十七年六月十日掲載の第二種金融商品取引業の廃止の公告は取消します。

平成二十七年七月三十日

大阪市中央区安堂寺町二丁目三番五号　株式会社バリューズ　代表取締役　山本　一誠

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年七月九日法務省告示第三百六十三号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
二二二	一	一二	長野市大字鶴賀長野市大字鶴賀西鶴賀町1530番地1	西鶴賀町1530番地1
平成二十七年六月二日外務省告示第百八十号（セントビンセント及びグレナディーン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
二二一	一八～一九		セントビンセントセントビンセント大使（トリニダード・トバゴにて兼轄）	セントビンセント大使（トリニダード・トバゴにて兼轄）
同月十五日外務省告示第百八十六号（バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
三四	終りから一〇		援助	協力
同月十五日外務省告示第百八十七号（上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
四一		五	援助	協力
同月二十九日外務省告示第二百十五号（エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
五三	終りから一二		パティーキョ	パティーニョ
同日外務省告示第二百十六号（第二次チンボラソ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
五三	終りから四		パティーキョ	パティーニョ
同日外務省告示第二百十七号（国際ラテンアメリカ情報高等研究センター地上デジタル放送研修機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
五四	一六		パティーキョ	パティーニョ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十九日付特第二二号
付政府調達第一四二号三二
二ページ●同月三十日付第一七一号九六ページ●同日
ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）